

令和7年度

**特定教育・保育施設等
確認監査基準**

横 浜 市
こども青少年局監査課

指摘区分について【参考】

- ・監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

- ◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- ◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。
- ◆確認監査基準に定める指摘事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、指摘を行います。

主な根拠法令について

● 横浜市条例・要綱等

略称	正 式 名 称		公布年月日
確認基準条例	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例第48号	平成26年9月25日
認定こども園要件条例	横浜市認定こども園の要件を定める条例	条例第2号	平成27年2月25日
市認定こども園認定・確認等要綱	横浜市認定こども園認定・確認等要綱	ここ施第1083号	平成27年10月1日
土曜共同保育要綱	土曜日共同保育に関する実施要綱	こ保連第2747号	平成29年3月17日
市向上支援費等取扱要綱	横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱	こ保連第1号	平成27年4月1日
市延長保育要綱	横浜市延長保育事業実施要綱	こ保連第1号	平成27年4月1日
	「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」実施について	こ保連第 2157 号	令和元年9月27日
給付費等取扱要綱	横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱	こ保連第1号	平成27年4月1日
	子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における実費徴収・特定負担額について	こ保連第3565号	令和2年3月17日
	横浜市「視聴覚検診」の対象年齢引き下げ(3歳児への移行)について	ここ第1936号	令和元年6月26日
	特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について	こ保連第36号	令和4年4月11日

● 関係法令等

略称	正 式 名 称		公布年月日
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法	法律第65号	平成24年8月22日
子ども子育て支援法施行規則	子ども子育て支援法施行規則	内閣府令第44号	平成26年6月9日
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法律第77号	平成18年6月15日
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号	平成26年7月2日
	学校教育法	法律第26号	昭和22年3月31日
	学校教育法施行規則	文部省令第11号	昭和22年5月23日
	学校保健安全法	法律第56号	昭和33年4月10日
	学校保健安全法施行規則	文部省令第18号	昭和33年6月13日
教育要領	幼稚園教育要領	文部科学省告示第62号	平成29年3月31日

● 通知等

略称	正 式 名 称		公布年月日
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発第0331第3号	平成28年3月31日
	保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について	事務連絡(厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付)	令和3年8月25日
	保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について	事務連絡(厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付、内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付)	令和4年9月6日
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号	平成12年6月7日
	法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について	事務連絡(内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)	平成28年4月14日
	特定教育・保育施設における事故の報告等について	府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発11 10第1号・子家発1110第1号	平成29年11月10日

I 確認基準

1 利用定員		1
2 職員の配置等		1
3 園運営		2
4 園児の処遇		3
5 提供する教育・保育		3
6 会計の区分		3

II 施設型給付費確認基準

.....	3
-------	---

III その他

.....	3
-------	---

項 目	着 眼 点	指摘事項	根拠法令等
Ⅰ 確認基準			
1 利用定員			
(1) 利用定員	定員は20名以上で、区分ごとの利用定員が定められているか。	20名未満である。	確認基準条例第4条
		区分ごとの利用定員が定められていない。	
2 職員の配置等			
(1) 職員配置	法令等に基づく基準を満たすような職員数が確保され、適切な特定教育・保育を提供できるよう職員の勤務体制を整えているか。	関係法令基準を満たす職員の種別、職員数が確保されていない。	確認基準条例第21条 ※配置基準に関しては施設類型により、種別・人数等が異なります
(2) 職員に関する必要な諸記録の整備	職員の資格証明書、履歴書を整備しているか。	資格証明書、履歴書を整備していない。	確認基準条例第34条
(3) 職員研修	職員の資質向上のため、計画的に研修機会を確保しているか。	職員の研修機会を確保していない。	確認基準条例第21条
(4) 虐待等の禁止	職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (法第33条の10各号(禁止行為): 暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)	園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしている。	確認基準条例第25条
(5) 秘密保持等	業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置が講じられているか。	職員又は職員であった者が、業務上知り得た秘密を漏らさないための必要な措置を講じていない。	確認基準条例第27条

項目	着 眼 点	指摘事項	根拠法令等
3 園運営			
(1) 運営規程	施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	運営規程が作成されていない。 必須項目が記載されていない等の不備がある。	確認基準条例第20条
◆ (2) 重要事項の説明	あらかじめ保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。また、施設内に掲示または閲覧できるような状態にしているか。	重要事項説明書(または入園のしおり等)で、保護者に説明していない。 重要事項説明について保護者の同意を得ていない。 施設内に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者の負担等、特定教育の選択に資する重要事項を掲示または閲覧できるような状態にしているか。	確認基準条例第5条、第23条
(3) 情報の提供等	保護者が適切に特定教育・保育施設を選択できるよう、情報の提供に努めているか。また、施設について虚偽または誇大な広告等がなされていないか。	情報の提供を行っていない。 虚偽または誇大な広告等がなされている。	確認基準条例第28条
◆ (4) 実費徴収・特定負担額	特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、日用品・文房具の購入費用、行事参加費用などの負担について、あらかじめ保護者に使途、金額、理由等を文書で説明し、同意を得ているか。 特定教育・保育の質向上のための費用(人件費など)を設定した場合、あらかじめ保護者に金額、理由等を文書で説明し、文書で同意を得ているか。	特定教育・保育において提供される便宜に要する費用に関して、保護者に文書で説明し、同意を得ていない。 特定教育・保育の質向上のための費用に関して、保護者に文書で説明し、文書で同意を得ていない。	確認基準条例第13条 子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園・認定こども園における実費徴収・特定負担額について
(5) 応諾義務	利用申込みが利用定員を超える場合、選考の方法をあらかじめ明示した上で、選考をおこなっているか。	選考の方法をあらかじめ明示していない。	確認基準条例第6条
(6) あっせん、調整及び要請に関する協力	利用者の申込、市町村の利用調整等に対して特段の理由なく拒否するなどの事例がないか。	拒否事例等がある。	確認基準条例第6条、第7条
◆ (7) 法定代理受領	特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合に、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者にかかる給付費の額を通知しているか。	個別通知または園だより等による全体通知を1回も行っていない。	確認基準条例第14条 法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について
(8) 事故防止及び安全対策	在園時の事故防止のために、学校安全計画の策定等を通じ職員の共通理解や体制づくりを図っているか。 危険等発生時対処要領等に基づき、事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など、不測の実態に備え必要な対応ができているか。	学校安全計画、危険等発生時対処要領等が作成されていない。 マニュアルが職員会議や研修等で職員に周知されていない。 園舎敷地はフェンス等で囲い、園児だけで園外に出られないようにするなどの、事故防止・不審者対策がとられていない。	確認基準条例第32条 学校保健安全法第26条、第27条、第28条、第29条
◆ (9) 事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況を記録、報告して、原因分析を行い、職員に周知徹底する体制を整備しているか。	事故発生時に速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じていない。 原因究明や再発防止に向けて具体的対策を講じていない。	確認基準条例第32条、第34条 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
(10) 食物アレルギー対応	マニュアルの整備等、適切な対応が図られ、全ての職員にその対応策が徹底されているか。また、食物アレルギー誤食事故が発生した場合に、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。	食物アレルギー対応について、職員の共通理解が図られておらず、マニュアルに基づいた対応が行われていない。 誤食事故が発生した場合に、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じていない。	確認基準条例第32条 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン 特定教育・保育施設における事故の報告等について
(11) 苦情への対応	苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 苦情の内容等の記録を作成・保存しているか。 次のような苦情の場合は、区役所へ報告書を提出しているか。 ①第三者委員が関与することとなった苦情 ②市役所・区役所から同内容の苦情を受けた場合 ③解決までに時間がかかることが想定される苦情	苦情受付窓口を設置していない。 保護者等からの苦情や要望が記録されていない。 区役所へ報告書を提出していない。	確認基準条例第30条、第34条
(12) 自己評価	(保育教諭、幼稚園教諭等は)指導計画等を通して自己評価をしているか。設置者は教育及び保育等の状況、その他の運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表しているか。	自己評価を行っていない。 自己評価の結果を公表していない。	確認基準条例第16条 学校教育法施行規則第39条、第66条
(13) 関係者評価、第三者評価	園を利用する保護者その他園の関係者による評価又は外部の者による評価を受けるように努めているか。	関係者評価又は第三者評価を受審していない。	確認基準条例第16条

項 目	着 眼 点	指摘事項	根拠法令等
4 園児の処遇			
(1) 園児の健康診断	定期健康診断、その他の検査等を関係法令に則り実施しているか。	健康診断・歯科検診を実施していない。	学校保健安全法第13条 学校保健安全法施行規則第5条・第6条
		尿検査を実施していない。	確認基準条例第10条 横浜市「視聴覚検診」の対象年齢引き下げ(3歳児への移行)について
		視力検査及び聴覚検査を実施していない。	※実施頻度等については施設類型により異なります
5 提供する教育・保育			
(1) 計画の策定	一体的に特定教育・保育を展開されるよう全体的な計画を作成しているか。	全体的な計画が策定されていない。	確認基準条例第15条
(2) 記録の整備・保存	下記の必要な諸記録の整備を行っているか。また、完結してから5年間保存しているか。 ①提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 ②特定教育・保育の提供に当たっての計画 ③支給認定子どもの保護者に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	記録を整備していない。	確認基準条例第34条
		整備しているが、保存していない。	
(3) 心身の状況等の把握等	子どもの心身の状況の把握や置かれている環境などの把握に努めているか。 子どもや保護者への相談・助言その他の援助について適切に対処する体制づくりが行われているか。	心身状況等について全く把握していない。	確認基準条例第10条、第17条
		必要な体制がとられていない。	
(4) 小学校との連携、交流	園児と小学校児童の交流の機会があるか。 学校教諭との意見交換や合同研究の機会等が設けられているか。	連携等が行われていない。	確認基準条例第11条
(5) 地域との連携・交流	地域住民またはその自発的な活動との連携及び協力、地域との交流に努めているか。	地域交流(またはそれに相当する事業)が行われていない。	確認基準条例第31条
6 会計の区分			
(1) 会計の管理	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	その他の事業の会計と区分していない。	確認基準条例第33条
(2) 設備及び会計に関する諸記録の整備	設備及び会計に関する記録を整備しているか。	記録を整備していない。	確認基準条例第34条
II 施設型給付費確認基準			
施設型給付費の請求・支払に関して不正又は著しい不当がないか。		不正、著しい不当が見られる。	給付費等取扱要綱ほか
III その他			
(1) その他	その他、関係法令及び通知等を遵守しているか。	その他の関係法令及び通知等を遵守していない。	